

千葉県告示第656号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年8月13日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年8月13日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 若松町215号線	若葉区小倉町1738番45から 若葉区小倉町1738番40まで	令和2年8月13日
市道 小倉町7号線	若葉区小倉町1738番53から 若葉区小倉町1737番81まで	令和2年8月13日
市道 小倉町173号線	若葉区小倉町1738番10から 若葉区小倉町1738番50まで	令和2年8月13日